

保安規定変更認可申請（NFD発第3316号）について

【変更点】

①（核燃料物質等の使用）

第20条 ホットラボGLは、使用施設以外の場所で核燃料物質等を使用させてはならない。

2 ホットラボGLは、使用施設の目につきやすい場所に、使用上の注意事項を掲示する。

3 1F燃料デブリを使用する際には、同一の設備内で他の核燃料物質等（分析用の標準試料を除く）と同時に使用しないこと。

②別表第12 年間予定使用量：1F燃料デブリ使用追加、濃縮度5%未満使用済み燃料使用量減

③別表第13 核燃料物質等の貯蔵施設：1F燃料使用追加に伴い、最大収納量の欄に「1F燃料デブリ含む」を明記

④別図第3 管理区域：廃棄物保管場の一部を機器保管場として使用に伴い、廃棄物保管場及び機器保管場を明記

①に関するご説明

他の核燃料物質等（分析用の標準試料を除く）の「等」に関して、1F燃料デブリ使用にあたって1F燃料デブリと他の核燃料物質、他の核燃料物質で汚染されたものも考慮し、核燃使用許可より広い範囲で核燃料物質等と記載させていただきました。

しかし、核燃使用許可では、2. 使用の目的及び方法、目的番号6で『1F燃料デブリの使用量を「7-3 使用施設の設備」に示す各使用設備の最大取扱量の範囲内とし、分析用の標準試料を除く他の核燃料物質と同時に使用しないこと』と記載していることから、整合を図るため、「核燃料物質等」の記載を「核燃料物質」に修正し、補正申請することと致します。

②～④に関するご説明

原規規発第2106242号許可に関し、保安規定にて関連する箇所を許可内容と整合を図りました。